

## 令和5年度国際総合類型充実事業業務委託に係る仕様書

### 1 事業の目的

尼崎市立尼崎高等学校の国際総合類型の生徒に対して、実践的な英語運用能力を身に付け、グローバル社会で活躍するための資質や能力、リーダーシップの育成を主とした教育プログラムを実施する。

### 2 教育プログラムの参加生徒

尼崎市立尼崎高等学校の国際総合類型の生徒 36人

### 3 研修期間

令和5年12月18日（月）～12月22日（金）日帰り5日間

### 4 研修場所

尼崎市立尼崎高等学校（尼崎市上ノ島町1-38-1）

### 5 教育プログラム内容

#### (1) 内容

ア 研修は原則オールイングリッシュで実施すること

イ 少人数（1グループ6～7人程度）のグループワークを基本に、ディスカッションやプレゼンテーションなど、英語での表現力が向上できる内容であること

ウ 外国人講師や外国人留学生が主導するプログラムであること

エ 英語学習への意欲を高め、国際的に視野を広げるきっかけとなる内容であること

オ 単なる語学学習に留まるのではなく、題材や教材等を通じて、グローバル社会で活躍するための資質や能力、リーダーシップの育成に資するプログラムであること

#### (2) プログラム内容の柔軟性

委託契約締結後に、受託者は可能な限り学校及び本市教育委員会の意見を聴き、プログラム内容が調整できるよう創意工夫を行うこと

#### (3) 事前・事後学習

研修内容についてのガイダンス等を実施する（ONLINEや動画配信も可）等、学習効果が高まる工夫を行うこと。また、研修後には事後アンケートを実施し、その結果を本市教育委員会に報告すること。なお、アンケート内容については事前に本市教育委員会と協議の上、決定すること。

#### (4) その他

ア 研修中に災害等緊急事態が発生した場合、直ちに参加生徒の安全を確保し、状況把握、連絡体制の構築を行い、学校及び本市教育委員会と密に報告・連絡を行うこと

イ 本市の委託事業であることを踏まえ、参加生徒の安全面への配慮や教育的効果の発揮を徹底すること

## 6 研修中止又は延期の対応

やむを得ない事由による学級閉鎖や臨時休業等に伴い、本市が教育プログラムの実施を中止又は延期すると判断した場合、延期に係る対応の協議を行い、協議の結果中止に至った場合はキャンセル料について協議する。

## 7 支払条件

委託業務完了後、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に一括払とする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。
- (2) 業務上知り得た個人情報の取扱については、個人情報保護に関する関係法令等を遵守し適切に取り扱うこと。
- (3) 委託者が貸与又は用意するものを除き、必要な教材等については受託者が用意すること。
- (4) 本契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

## 9 担当者

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課（担当：内山・泰中）

TEL 番号：06-4950-4710

FAX 番号：06-4950-5658

E-mail: ama-kokokyoiku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上